

令和5年3月30日  
茨城県政策企画部計画推進課  
(担当:西口)電話:029-301-2523  
福祉部福祉政策課  
(担当:石田)電話:029-301-3157

**茨城県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社による包括連携協定締結式及び災害ボランティア活動支援基金への寄附金贈呈式を行いました。**

県とあいおいニッセイ同和損害(株)は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域社会の活性化及び茨城県民の安心安全な暮らしを確保に資するため、下記のとおり「包括連携協定」を締結しました。

また、協定締結に併せて、災害ボランティア活動支援基金への寄附の目録をいただきました。

記

1 協定の名称 茨城県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定

2 締結日 令和5年3月29日(水)

3 署名者 茨城県知事 大井川 和彦

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役会長 金杉 恭三

4 連携事項(7項目)

・減災・防災対策の推進、ダイバーシティの理解増進、健康長寿日本一に関すること 等

5 協定締結式における主な発言

<大井川知事>

- ・今回の締結にご尽力をいただきました金杉会長をはじめ、関係者の皆様に心より感謝。
- ・また、災害ボランティア活動支援基金への多額の寄附をいただいたことへの御礼。
- ・減災・防災対策は言うに及ばず、ダイバーシティへの理解増進、健康長寿などの様々な社会課題に対してお持ちの企業ノウハウや様々なデータを含めて、今後、連携していきたい。

<金杉会長>

- ・「地域密着」を行動指針に掲げ、地方創生プロジェクトを全社で立ち上げ、地方自治体などと幅広く連携し、地域の課題解決に向けた取り組みを進めている。
- ・社会や地域から選ばれるためには、「社会との共通価値の創造」し、地方創生の一助となるメニューを提供し、地方創生の取組を支援することで、今まで以上に地域社会・企業・住民に役立つ会社を目指していきたい。

- ・茨城県と連携した取り組みにより、茨城県のより一層の発展に貢献し、ともに成長していく所存。

(写真)



# 茨城県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 包括連携協定書

茨城県（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性化及び茨城県民の安心安全な暮らしの確保に資することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）減災・防災対策の推進に関する事
- （2）ダイバーシティの理解増進に関する事
- （3）健康長寿日本一に関する事
- （4）地域振興・産業振興に関する事
- （5）地域の安心・安全の確保に関する事
- （6）働き方改革推進等に関する事
- （7）その他、県民サービスの向上及び地域の活性化に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

## （協定の変更及び解除）

第3条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより解除できるものとする。

## （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。ただし、事前に

相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要最小限の範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する秘密保持義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

2023年3月29日

甲 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県知事

乙 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

代表取締役会長